

## 地域資源活用支援事業実施要領

### (目的)

**第1条** 地域資源を活用した新たな商品及び役務の開発等を支援することにより、地域資源の利用の促進を図る。

### (定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「伝統工芸品」 栃木県伝統工芸品指定要領（昭和60年12月26日制定）第4条第1項の規定により知事が指定した伝統工芸品をいう。
- (2) 「地域産業資源」 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第4条第1項の規定により指定されたものをいう。
- (3) 「地場産業」 歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした中小企業群であって、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 県内の単一又は複数の市町村からなる区域における該当業種に占める工業出荷額が5億円以上あるもの
  - イ 県内の単一又は複数の市町村からなる区域の工業出荷額若しくは工業に属する中小企業の10%以上を占める業種のもの
  - ウ 県内の単一又は複数の市町村からなる区域の該当業種及び関連業種の工業に属する中小企業数が10社以上の企業の集まりがあるもの
- (4) 「地場産品」 地場産業において製造されるものをいう。
- (5) 「地域資源」 伝統工芸品、地域産業資源及び地場産品をいう。
- (6) 「地域資源活用事業者」 地域資源を利用して商品を生産又は役務を提供する者をいう。
- (7) 「認定事業者」 地域資源活用事業者であって、第5条の規定により事業計画の認定を受けた者をいう。
- (8) 「認定グループ」 地域資源活用事業者を含む者により構成されるグループであって、第5条の規定により事業計画の認定を受けたものをいう。

### (事業内容)

**第3条** 認定事業者又は認定グループ（以下「認定事業者等」という。）が行う地域資源を活用した新たな商品又は役務の開発等を行う取組に対し補助する。

### (申請)

**第4条** 補助金の交付を申請しようとする者は、「地域資源活用支援事業計画認定申請書」（様式第1）を別に定める期限までに知事に提出しなければならない。

### (事業計画の認定)

**第5条** 前条の規定により提出のあった申請書については、別に定める選考委員会において、次の基準に基づき、事業ごとにその内容の評価を受けるものとする。

- (1) 取組テーマ  
新たな商品又は役務の開発等が、地域資源の特性等を有効に活用するもので、「とちぎならでは」のおもてなしとして、そのすばらしさを県内外、国外に向けて広くPRに寄与するものであること。
  - (2) 活動計画
    - ア 具体的な計画になっていること。
    - イ 目標達成の可能性が高いこと。
  - (3) 構成員の役割分担（グループの場合に限る。）
    - ア 構成員の役割が明確になっていること。
    - イ 構成員の専門とする能力が発揮できる役割分担になっていること。
  - (4) 対象経費  
取組に要する経費が妥当なものであること
- 2 知事は、選考委員会の報告を受け、認定の可否を決定し、結果を「地域資源活用支援事業計画認定通知書」（様式第2）により申請者宛て通知する。

(支援内容)

第6条 知事は、別表に掲げる補助対象経費について、予算の範囲内で補助する。なお、算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(廃止の届出)

第7条 認定事業者等は、事故等により事業を終了する場合は、「地域資源活用支援事業廃止届」(様式第3)を知事へ提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定により提出した事業計画書に基づき事業が行われていないと認められるとき。
- (2) 第5条の認定の基準を満たさなくなると認められるとき。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から適用する。

別表 (第6条関係)

経費区分	内 訳
謝金	専門家謝金、講師謝金 等
旅費	専門家旅費、職員旅費 等
庁費	原材料費、機械装置、工具器具又は什器購入費、製造・改良又は据付けに要する経費、外注加工費、会議費、会場借料、会場整備費、デザイン料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費、機械器具借料及び損料、資料作成費、原稿料、保険料、ホームページ作成費 等
委託費	新たな商品・役務開発の一部を委託する経費
工事費	工事請負費、設計費 など